

改正後	改正前
(別紙２－４　さんま) 第１～第５　（略） 第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 １　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 （１）　都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 ①　漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和５年（２０２３年）から令和７年（２０２５年）までの各年の漁獲実績の比率の平均値を用いて、各都道府県及び大臣管理区分に比例配分する。 ②、③　（略） （２）、（３）　（略） ２～５　（略） 第７　都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項 １　都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、<u>法第２６条第３項</u>の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の１０日までに規則<u>第１６条第１０項</u>に定める方法により、次の（１）から（５）までに掲げる事項について報告するものとする。 （１）～（５）　（略） ２　都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、<u>法第３０条第３項</u>の規定に基づき、規則<u>第１９条第６項</u>において準用する規則<u>第１６条第１０項</u>に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。 第８、第９　（略）	(別紙２－４　さんま) 第１～第５　（略） 第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 １　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 （１）　都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 ①　漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和２年（２０２０年）から令和４年（２０２２年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、各都道府県及び大臣管理区分に比例配分する。 ②、③　（略） （２）、（３）　（略） ２～５　（略） 第７　都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項 １　都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、<u>法第２６条第２項</u>の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の１０日までに規則<u>第１６条第３項</u>に定める方法により、次の（１）から（５）までに掲げる事項について報告するものとする。 （１）～（５）　（略） ２　都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、<u>法第３０条第２項</u>の規定に基づき、規則<u>第１６条第３項</u>に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。 第８、第９　（略）
(別紙２－５　まあじ) 第１、第２　（略） 第３　資源管理の目標 まあじ資源は従来から太平洋系群と対馬暖流系群の２系群に分けた資源評価が行われてきたが、東シナ海での産卵に由来する当歳魚の一部	(別紙２－５　まあじ) 第１、第２　（略） 第３　資源管理の目標 まあじ資源は従来から太平洋系群と対馬暖流系群の２系群に分けた資源評価が行われてきたが、東シナ海での産卵に由来する当歳魚の一部

は太平洋岸に加入すると考えられているだけでなく、太平洋系群の資源水準を左右するのは東シナ海からの加入群の多寡によるとも考えられている旨、資源評価報告においても記載されている。

このような特性から、まあじについては1つの系群として資源評価を行う方向も検討中であることも踏まえ、令和9管理年度のまあじ資源の管理に関しては、令和8管理年度に引き続き、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力及び生物学的許容漁獲量は系群別に定めるものの、漁獲可能量は、両系群の生物学的許容漁獲量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。なお、漁獲可能量の配分に際しては、太平洋系群への漁獲圧力の増大を避けるためにも、過去の漁獲実績の比率に基づくこととする。

1 目標管理基準値

- (1) まあじのうち資源評価において太平洋系群として扱われたもの（以下この別紙において「まあじ太平洋系群」という。） 52千トン（最大持続生産量を実現するために必要な親魚量）
- (2) まあじのうち資源評価において対馬暖流系群として扱われたもの（以下この別紙において「まあじ対馬暖流系群」という。） 273千トン（最大持続生産量を実現するために必要な親魚量）

2 限界管理基準値

- (1) まあじ太平洋系群 14千トン（最大持続生産量の60パーセントを実現するために必要な親魚量）
- (2) まあじ対馬暖流系群 103千トン（最大持続生産量の60パーセントを実現するために必要な親魚量）

第4 漁獲シナリオ

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

- (1) まあじ太平洋系群 令和7年度（2025年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和18管理年度（2036管理年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1(1)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。
- (2) まあじ対馬暖流系群 令和7年度（2025年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和18管理年度（2036管理年度）に、少なくとも50パーセ

は太平洋岸に加入すると考えられているだけでなく、太平洋系群の資源水準を左右するのは東シナ海からの加入群の多寡によるとも考えられている旨、資源評価報告においても記載されている。

このような特性から、まあじについては1つの系群として資源評価を行う方向も検討中であることも踏まえ、令和8管理年度のまあじ資源の管理に関しては、令和7管理年度に引き続き、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力及び生物学的許容漁獲量は系群別に定めるものの、漁獲可能量は、両系群の生物学的許容漁獲量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。なお、漁獲可能量の配分に際しては、太平洋系群への漁獲圧力の増大を避けるためにも、過去の漁獲実績の比率に基づくこととする。

1 目標管理基準値

- (1) まあじのうち資源評価において太平洋系群として扱われたもの（以下この別紙において「まあじ太平洋系群」という。） 52千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- (2) まあじのうち資源評価において対馬暖流系群として扱われたもの（以下この別紙において「まあじ対馬暖流系群」という。） 273千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

2 限界管理基準値

- (1) まあじ太平洋系群 14千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）
- (2) まあじ対馬暖流系群 103千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）

第4 漁獲シナリオ

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

- (1) まあじ太平洋系群 令和7年度（2025年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和18年（2036年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1(1)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。
- (2) まあじ対馬暖流系群 令和7年度（2025年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和18年（2036年）に、少なくとも50パーセントの確率で

ントの確率で、第3の1(2)の目標管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。 2 漁獲圧力 (1) まあじ太平洋系群 1(1)の規定を踏まえたまあじ太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。 ① 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を<u>実現</u>する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。 ②、③ (略) (2) まあじ対馬暖流系群 1(2)の規定を踏まえたまあじ対馬暖流系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。 ① 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を<u>実現</u>する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。 ②、③ (略) 第5 (略) 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、<u>令和5年(2023年)から令和7年(2025年)までの各年の漁獲実績の比率の</u>平均値を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。 (2) (略) 2～4 (略) 第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項 1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、<u>法第26条第3項</u>の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則<u>第16条第10項</u>に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。	、第3の1(2)の目標管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。 2 漁獲圧力 (1) まあじ太平洋系群 1(1)の規定を踏まえたまあじ太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。 ① 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を<u>達成</u>する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。 ②、③ (略) (2) まあじ対馬暖流系群 1(2)の規定を踏まえたまあじ対馬暖流系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。 ① 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を<u>達成</u>する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。 ②、③ (略) 第5 (略) 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、<u>令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率</u>を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。 (2) (略) 2～4 (略) 第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項 1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、<u>法第26条第2項</u>の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則<u>第16条第3項</u>に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。
---	--

(1)～(5) (略) 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第3項の規定に基づき、規則第19条第6項において準用する規則第16条第10項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。 第8、第9 (略) (別紙2－6 まいわし太平洋系群) 第1、第2 (略) 第3 資源管理の目標 1 目標管理基準値 1,432千トン（最大持続生産量を<u>実現</u>するために必要な親魚量） 2 限界管理基準値 530千トン（最大持続生産量の60パーセントを<u>実現</u>するために必要な親魚量） 3 (略) 第4 漁獲シナリオ 1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ 令和7年度（2025年度）の資源評価に基づき、親魚量が<u>令和18管理年度（2036管理年度）</u>に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。 2 漁獲圧力 1の規定を踏まえたまいわし太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。 (1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を<u>実現</u>する漁獲圧力の水準 に1.0を乗じた値とする。 (2)、(3) (略) 3 (略) 第5 (略) 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等	
--	--

(1)～(5) (略) 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。 第8、第9 (略) (別紙2－6 まいわし太平洋系群) 第1、第2 (略) 第3 資源管理の目標 1 目標管理基準値 1,432千トン（最大持続生産量を<u>達成</u>するために必要な親魚量） 2 限界管理基準値 530千トン（最大持続生産量の60パーセントを<u>達成</u>するために必要な親魚量） 3 (略) 第4 漁獲シナリオ 1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ 令和7年度（2025年度）の資源評価に基づき、親魚量が<u>令和18年（2036年）</u>に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。 2 漁獲圧力 1の規定を踏まえたまいわし太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。 (1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を<u>達成</u>する漁獲圧力の水準 に1.0を乗じた値とする。 (2)、(3) (略) 3 (略) 第5 (略) 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等	
--	--

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

① 漁獲可能量から(2)①の規定に基づき定める国の留保を除いた数量を、令和5年(2023年)から令和7年(2025年)までの各年の大臣管理区分(全体)及び都道府県の漁獲実績の比率の平均値を用いて、比例配分した数量を算出する。

② 大臣管理区分については、漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前々管理年度までの3管理年度の管理年度ごとの第5の1及び第5の2の漁獲実績の比率の平均値を用いて、比例配分した数量を算出する。

③ (略)

④ ①～③の規定に基づき算出した数量から、(2)②により国の留保に繰り入れる数量を除いた数量を、各都道府県及び各大臣管理区分に配分する。

(2) 国の留保

(削る)

① 基本

国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めるものとし、国際交渉において必要となる数量もここに含めるものとする。

② 大臣管理区分

大臣管理区分においては、農林水産大臣が必要と認める場合に、(1)②の規定に基づき比例配分した数量の一部を当該大臣管理区分、数量を明示した都道府県又は当該大臣管理区分以外の大臣管理区分に追加配分するためのものとして国の留保に繰り入れておくことができるものとする。

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

① 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、各都道府県及び大臣管理区分に比例配分する。

② 大臣管理区分については、漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前々管理年度までの3年間の各管理年度の漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、第5の1のまいわし太平洋系群大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う管理区分)及び第5の2のまいわし太平洋系群大中型まき網漁業(漁獲量の総量の管理を行う管理区分)に比例配分する。

③ (略)

(新設)

(2) 国の留保

国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めるものとし、国際交渉において必要となる数量もここに含めるものとする。

(新設)

(新設)

(3) (略)

2、3 (略)

4 国の留保からの配分について

1 (2)①の規定に基づき定める国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分（漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分を除く。ただし、令和8管理年度から令和12管理年度においては、当該大臣管理区分を含む。）に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

また、管理年度の5月末日までに国の留保から配分する数量の総計の上限は、当該管理年度における当初の留保の数量の12分の5とする。

(1) 配分の時期及びその方法

次の①又は②に掲げる日（(2)において「基準日」という。）のいずれかを経過した場合には、それぞれ当該①又は②に定める数量を配分する。

① 一の都道府県（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トン（当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能量が4千トン未満の場合にあっては、1.5千トン又は2千トン）を下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トン（当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能量が4千トン未満の場合にあっては、1.5千トン又は2千トン）を下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）

(2)に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能量の半分の数量（当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能量が4千ト

(3) (略)

2、3 (略)

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分（漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分を除く。ただし、令和8管理年度から令和12管理年度においては、当該大臣管理区分を含む。）に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

また、管理年度の5月末日までに国の留保から配分する数量の総計の上限は、当該管理年度における当初の留保の数量の12分の5とする。

(1) 配分の時期及びその方法

次の①又は②に掲げる日（(2)において「基準日」という。）のいずれかを経過した場合には、それぞれ当該①又は②に定める数量を配分する。

① 一の都道府県（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）

(2)に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

ン未満の場合にあっては、2千トン）のうちいずれか小さい数量

- ② 大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）

(2)に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の大臣管理漁獲可能量の半分の数量のうちいずれか小さい数量

(2)、(3) (略)

5 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

- 1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあっては、法第26条第3項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第10項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1)～(5) (略)

- 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあっては、法第30条第3項の規定に基づき、規則第19条第6項において準用する規則第16条第10項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

第8、第9 (略)

(別紙2－7 まいわし対馬暖流系群)

第1、第2 (略)

- ② 大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）

(2)に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の大臣管理漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

(2)、(3) (略)

5 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

- 1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあっては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1)～(5) (略)

- 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあっては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

第8、第9 (略)

(別紙2－7 まいわし対馬暖流系群)

第1、第2 (略)

第3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 1,089千トン（最大持続生産量を実現するために必要な親魚量）
- 2 限界管理基準値 454千トン（最大持続生産量の60パーセントを実現するために必要な親魚量）
- 3 （略）

第4 漁獲シナリオ

- 1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和7年度（2025年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和18管理年度（2036管理年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。なお、資源再建計画の策定に応じて、必要な場合には、漁獲シナリオの見直しを行うものとする。

- 2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたまいわし対馬暖流系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- (1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を実現する漁獲圧力の水準に0.8を乗じた値とする。

- (2)、(3) （略）

- 3 （略）

第5 （略）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

- 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

- (1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和5年（2023年）から令和7年（2025年）までの各年の漁獲実績の比率の平均値を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

第3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 1,089千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- 2 限界管理基準値 454千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）
- 3 （略）

第4 漁獲シナリオ

- 1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和7年度（2025年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和18年（2036年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。なお、資源再建計画の策定に応じて、必要な場合には、漁獲シナリオの見直しを行うものとする。

- 2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたまいわし対馬暖流系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- (1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.8を乗じた値とする。

- (2)、(3) （略）

- 3 （略）

第5 （略）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

- 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

- (1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) (略) 2～4 (略) 第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項 1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、<u>法第26条第3項</u>の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則<u>第16条第10項</u>に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。 (1)～(5) (略) 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、<u>法第30条第3項</u>の規定に基づき、規則<u>第19条第6項</u>において準用する規則<u>第16条第10項</u>に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。 第8、第9 (略) <u>(別紙4－1 まいわし対馬暖流系群) 削除</u>	(2) (略) 2～4 (略) 第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項 1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、<u>法第26条第2項</u>の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則<u>第16条第3項</u>に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。 (1)～(5) (略) 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、<u>法第30条第2項</u>の規定に基づき、規則<u>第16条第3項</u>に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。 第8、第9 (略) <u>(別紙4－1 まいわし対馬暖流系群)</u> <u>(略)</u>
--	---